

Slovenia Monthly April 2020

スロベニア マンスリー

発行：在スロベニア日本国大使館 発行日：2020年5月13日



～4月の主なポイント～

内政： 内務副大臣が辞任
外政： 駐スロベニア各国大使、新型コロナウイルス対策従事者に謝意メッセージを発出
経済： 国民議会、「コロナ・パッケージ」法案を採択
IMF、本年のスロベニアの経済成長をマイナス8%と予測
治安： 政府、新型コロナウイルスに関する制限措置を一部解除
社会： スロベニアの人口、前年比約1万5千人増

政治

【内政】

●国民議会、緊急時の遠隔審議及び採決が可能に【7日】

国民議会は、現状の新型コロナウイルス危機やその他の自然災害発生時等の緊急事態の際に限り、例外的に議会の審議及び投票を遠隔で行うことを可能とする議会規則の変更を承認した。今回の変更では、主に本会議が対象となるが、委員会レベルの審議も一部のケースでは遠隔審議が可能となる。

●政府、内外情報庁長官を任命【14日】

14日、政府は内外情報庁(SOVA)長官に、ヤネス・ストウシェク氏を任命した。ストウシェク新長官は、大学で刑事司法安全保障を専攻し、その後、自身の法律事務所を経営していた人物。なお、SOVA長官人事については、ヤンシャ新政権が発足した直後の3月17日に、コズメル長官が政府からの信頼関係が欠けていることを理由として長官の座を辞任していた。

●内務副大臣が辞任【16日】

16日、ホイス内務大臣は、ブレズニク内務副大臣が辞表を提出し、それを受け入れた旨記者会見で明

らかにした。ブレズニク内務副大臣は、4月2日にリュブリャナ環状線を公用車で制限速度を時速20km超過して運転していたところをパトロール中の警官に止められ、アルコール検査を実施した結果、基準を超過するアルコール濃度が検出されていた。また、ブレズニク内務副大臣も、TV局の質問に対し、酒気帯び運転を行っていたことを認めた。



ブレズニク内務副大臣

(Photo: Tamino Petelinšek/STA)

【外政】

●パホル大統領、エストニア大統領と電話会談【1日】

パホル大統領は、カリユライド・エストニア大統領と電話会談を実施した。両大統領は、両国の新型コロナウイルスに係る対策についての意見交換を行い、このような危機に際しても民主的価値及び法の支配が尊重される必要がある旨及びこの状況を逆手にとり、デジタル化及び持続可能な開発を促進すべきとの見解で一致した。また、カリユライド大統領は、パホル大統領に対し、本年6月にエストニアの首都タリンで開催予定であった三海域協カイニシアティブ首脳会合が、新型コロナウイルスの影響で延期となった旨伝達した。

●パホル大統領、イタリア大統領と電話会談【8日】

パホル大統領は、マッテレッタ・イタリア大統領と電話会談し、新型コロナウイルスに関する対策について意見交換を行った。パホル大統領は、国家間の連帯と協力の重要性を強調し、EUがより早期に効果的な対応ができなかったことを遺憾に思うと述べ、スロベニアはイタリアに対して、14名の医師及び看護師の派遣及び医療機器の提供等の支援の意向がある旨述べた。その他、両大統領は、日々の感染者数の減少傾向が継続し、なるべく早く生活が元に戻ることに期待を示し、また、経済危機を克服するためのEUレベルでの取組への支持を表明し、各国は互いに閉鎖的になってはならず、EUは結束すべきとの見解で一致した。

●ヤンシャ首相、ツイッター上でWHOを批判【9日】

8日、ヤンシャ首相は、トランプ米大統領が世界保健機関(WHO)への拠出金停止を検討している旨紹介した記事に対し、「我々全員がそうすべきである」とツイートしたほか、テドロスWHO事務局長の写真が掲載された記事に対し、「辞任しろ。今すぐにだ」とツイートした。同日、カツィン政府報道官は、記者会見において、記者からヤンシャ首相のツイッターに関して質問されたことを受けて、スロベニアはWHOへの拠出金停止等の決定を何も下していないと述べた。また、同政府報道官は、スロベニア通信に対し、ツイッターは首相本人が行ったものであるが、政府としては未だ本件について議論を行っていないと述べた。

●駐スロベニア各国大使、新型コロナウイルス対策従事者に謝意メッセージを発出【23日】

駐スロベニアの各国大使は、スロベニアにおける新型コロナウイルス対策従事者に感謝を伝えるビデオメッセージを発出した。このビデオメッセージには、吉田大使をはじめ、英国、米国、オーストリア、ブラジル、クロアチア、チェコ、フランス、ジョージア、イタリア、

ルーマニア、スロバキア、スペイン、スイス、トルコ、欧州委員会等の大使・代表が参加した。



同メッセージは当館Facebookにも掲載しています。
(facebook.com/Embassy.of.Japan.in.Slovenia)

●パホル大統領、ドイツ大統領と電話会談【24日】

パホル大統領は、シュタインマイヤー独大統領と電話会談を行った。電話会談では、主に新型コロナウイルスに関する対応及びEU内の関係について意見交換が行われ、両大統領は、EU加盟国間での連帯及び協調の重要性について指摘し、EU機関に対してより迅速で効果的な対策実施を呼びかけた。また、シュタインマイヤー大統領は、パホル大統領がドイツ国民への連帯を示すために送ったビデオメッセージに対して謝意を表明した。

●ロガル外相、ポンペオ米 국무長官と電話会談【28日】

4月28日、ロガル外務省は、ポンペオ米 국무長官と電話会談を実施し、両者は、両国間の政治・経済関係の更なる促進、及び二国間及びNATOの枠組みにおける防衛・安全保障分野での協力強化を呼びかけた。また、両者は、新型コロナウイルスに係る現状や対策につき意見交換を行い、十分に調整された効果的な国際的対応及び医療用品提供に関する欧州及び米国が果たすべき指導的役割の重要性につき強調した。また、ロガル外相は、三海域協カイニシアティブに対する米国の積極的な支持を含め、米国の中欧地域における関与拡大を歓迎した。その他、両者は、大西洋エネルギー協力パートナーシップ(P-TEC)についても意見交換を行ったほか、ロガル外相は、2021年後半のスロベニアのEU議長国就任に係る準備状況を説明し、EU・米国間の緊密で建設的な関係の維持を呼びかけた。

スロベニア企業の2019年輸出額ランキング

日刊デロ紙は、2019年のスロベニア企業の輸出額に関するランキングを発表しました。ランキング上位10社は以下のとおりです。

上位5社は前年と同順位との結果になりました。

	企業名	事業分野	輸出額 (千ユーロ)
1	Revoz	自動車	1,769
2	Lek	製薬	1,475
3	Krka	製薬	1,396
4	Gorenje	家電製造	1,115
5	Impol	金属加工	653
6	SIJ	金属加工	648
7	Kolektor	機械部品製造	330
8	BSH Hišni aparati	家電製造	310
9	LTH Castings	金属加工	275
10	Talum	金属加工	266

経済

【経済一般、指標・統計】

●国民議会、総額30億ユーロの新型コロナウイルス対策法案を可決【2日】

国民議会は、新型コロナウイルス感染症が市民生活及び経済に与える影響を緩和するための追加的措置として、総額30億ユーロ規模の経済対策にかかる一連の法案「コロナ・パッケージ」を可決した。本法律は4月11日に発効するが、支援等については3月13日まで遡及し、2020年5月31日まで適用される。

(1)雇用・企業支援

- ・ これまでの緊急措置を改定し、雇用主が需要の低下、供給の中断等により従業員の一時解雇を余儀なくされた場合、売上減少等の条件を満たした場合に限り、一時解雇された従業員は過去3か月の平均賃金の80%を受け取る権利があり、国が、その賃金の一部ではなく全額及び関連の社会保険料を負担する。
- ・ 自己隔離や公共交通機関の停止等によりやむを得ず休職する場合も、従業員は上記の場合と同様に平均賃金の80%を受け取る権利がある。
- ・ 法律が定める対象期間中、従業員を継続して雇用する雇用主に関して、国が関連する年金保険料を2か月分負担する。
- ・ 病休について、(通常、病休取得30日目まで雇用主が賃金等を負担するが)取得1日目より、賃金等の支払いは医療保険によって賄われる。

- ・ 法律が定める対象期間において、企業は法人税の源泉徴収が停止され、年度末の確定申告時に納税することとする。

- ・ 納税期限の延長:企業は、最大24か月の納税延期または最大24回の分割払いが可能となる。

- ・ 銀行ローン等の負債に関し、新型コロナウイルス対策によって返済困難となった場合等は、政府が負債額の50%を補償する。

(2)自営業者への支援

自営業者は、2020年2月と比較して、月收入が25%以上減少したことを証明した場合、3月は350ユーロ、また、4月及び5月は、2月の月収より50%以上減少したことを証明した場合、700ユーロの給付金を受け取ることができる。同時に、政府は関連する全ての社会保険料も負担する。ただし、2020年後半の売上高等によっては支援対象とならず、給付金を返納する場合がある。さらに、自営業者は、所得税の源泉徴収が停止され、確定申告時に納税することとなり、また、社会保険料の支払いを延期することができる。

(3)従業員への特別手当

民間企業において、新型コロナウイルス対策のために、業務を継続する従業員は、基本給がスロベニアの最低賃金の3倍よりも低い場合、毎月200ユーロの手当を受け取ることができる。雇用主は、新型コロナウイルス対策期間中、従業員の年金保険料に関して支払免除を受けていることから、特別手当は、支払免除となった資金から支払うこととする。

(4)政府高官の賃金カット

新型コロナウイルス感染流行の期間中、スロベニア共和国の大統領、首相、大臣、副大臣、大統領顧問、大統領府官房長、大統領府長官、国民議会議員、そのほか国家機関の長等の高官の基本賃金を30%削減する。

(5)農業支援

公的機関は、食料品を調達する場合、その50%を国内から調達することとする。

(6)各種支援

- ・ スロベニアに居住する大学生に対して、2020年4月30日までに、連帯手当として150ユーロの一時金が提供される。

- ・ 家庭への支援として、3人の子供を持つ家族の場合は100ユーロ、4人以上の子供がいる家族には200ユーロの手当が支給される。

- ・ 年金受給者は、年金受給額が700ユーロ以下の者に対して、連帯手当として、受給額に応じて130～300ユーロの一時金を受け取る権利がある。この手当は、課税や医療保険料等の計算の対象にはならない。経済的社会的支援及び所得支援の受給者も、150ユーロの一時金を受け取る資格がある。

●スロベニア中央銀行、銀行の配当停止を指示【8日】

スロベニア中央銀行は、欧州中央銀行(ECB)の勧告に従い、新型コロナウイルスによる損失に備えるため、今後一年間の銀行による配当金支払いの停止を指示した。中銀は、多くの失業者及び企業の利益減少等、コロナウイルスが経済に与える影響は甚大となることが予測され、銀行の信用リスクにも多大な影響を及ぼすとして、今回の措置の重要性を説明した。これまでに、新リュブリャナ銀行、ユニクレジット銀行のスロベニア法人等、本年すでに株主への利益還元を決定している銀行もあるが、中銀は、今回の措置は過去に遡及して適用するものではないとしている。



(Photo: Daniel Novakovič/STA)

●IMF、本年のスロベニアの経済成長をマイナス8%と予測【14日】

IMFは、春季の世界経済見通しを発表し、スロベニアの本年の経済成長をこれまでの2.9%から大幅に引き下げ、マイナス8%と予測した。同見通しでは、スロベニア経済に特化した分析はないが、IMFによると、新型コロナウイルスによる影響で、本年の世界経済は、1930年代の大恐慌以来最悪の経済悪化となる見通しとされている。なお、2021年については、スロベニア経済は持ち直し、5.4%のプラス成長との予測がされている。

●国民議会、総額20億ユーロの「コロナ・パッケージ」第2弾を可決【28日】

国民議会は、コロナウイルスの影響を緩和するための追加の経済対策に関する一連の法案を可決した。今回の法案は、主に企業への民間ローンに対して総額20億ユーロ相当の国家保証制度を導入することにより、ビジネスに必要な流動性を確保し、コロナ流行による経済への大きな損害を防ぐことを目的としている。また、4月2日に可決された「コロナ・パッケージ」における支援について、支援の条件を一部緩和し、支援対象を拡大する法案も同時に承認された。

(1) 企業ローンに対する政府保証

商業銀行から貸付を受ける場合、企業は政府保証を申請することができる。政府保証の限度額は、中小

零細企業の場合は元本の最大80%、大企業の場合は元本の最大70%。政府保証を受ける条件は以下のとおり。①ローンは、申請者のコアビジネス活動への融資を目的として、2020年3月12日から同年12月31日までに発行されたもので返済期間が5年以内のもの、②ローン額が、申請企業の2019年度の売上の10%または人件費の全額のいずれかの低い額以内であること等、③申請企業は、保証期限が切れるまで、利益の分配、幹部への賞与の支払い、自社株の調達等が禁じられる。

(2) その他の対策

- ・ 国または地方自治体が所有する建物または施設の借手は、3月13日以降、コロナウイルスの流行または関連施策により事業活動が中断または著しく減少した場合、コロナ対策期間の終了するまで、家賃の支払いが免除される。
- ・ 2020年に割り当てられた地方自治体への政府補助金が、6%(居住者1人あたり年間589ユーロから624ユーロに)引き上げられる。

【企業、産業の動向】

●2019年のリュブリャナ空港利用者数、前年比減【20日】

統計局は、2019年のリュブリャナ空港利用に関する統計データを発表した。それによると、2019年のリュブリャナ空港の利用者数は約172万人で、前年比5%減少となったほか、取扱貨物量についても11,358トンで、前年比8%減となった。定期便で最も利用者が多かったのはドイツ発着便で、英国、トルコが続いている。一方、チャーター便では、ギリシャ発着便の利用者が最も多く、次いでエジプト、トルコの順となった。

●ハイセンス社、従業員解雇を発表【23日】

中国企業ハイセンス社は、スロベニアにおける1000人を含め、欧州全体で2200人を解雇することを発表した。ハイセンス社は、子会社ゴレニエ社のプレスリリースを通じ、本年1月と2月のハイセンスの欧州における業績は昨年同時期よりも良好で、第1四半期の利益は1100万ユーロと予想されていたが、新型コロナウイルスのパンデミックにより受注が大幅に減少し、1月から3月にかけての業績はマイナスとなり、4月及び5月にはさらなる損失が見込まれるため、会社を救うために希望退職等のソフトな方法による従業員削減、非中核企業の売却等を実施することを決定した旨を発表した。また、同社は、「具体的には、2020年末までに、ヴェレニエ市(Velenje)に所在するゴレニエ工場における従業員約700名及び首都リュブリャナにあるハイセンス・ゴレニエ・ヨーロッパ社における従業員約300名を含め、ハイセンスの欧州グループ全体として、約2200名の解雇を予定している。

今後の計画としては、コロナウイルス危機が終息した暁には更なる事業展開を望んでおり、ヴェレニエ市における新しいテレビ工場を建設する計画も断念していない。当初計画されていた7～8月の時期には間に合わないが、より多くのより良い雇用を創出したい。」と発表した。この発表を受け、ゴレニエ社役員のバフン氏(労働者代表)は、記者団に対し、2018年夏にゴレニエ社が中国ハイセンス社の傘下となって以降、すでに1760人の雇用が削減されている点を指摘するとともに、「コロナウイルスは大きな問題だが、ゴレニエ社は、より大きな問題を抱えている」と述べ、2200人の解雇は断じて認められない旨述べた。

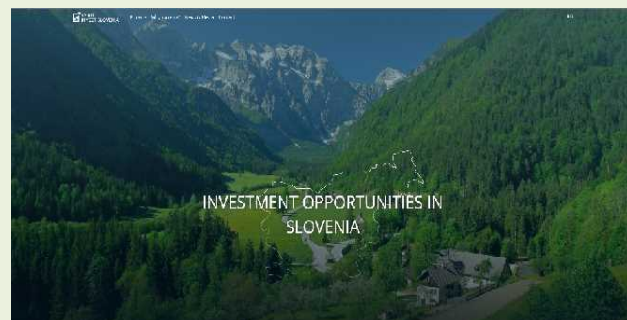
●観光業及び小売業に深刻な打撃【24日】

統計局は、本年3月の観光業及び小売業に関する数値を発表した。観光業については、本年3月の観光客数は8万5894名、宿泊件数は27万647泊で、新型コロナウイルスに関する影響でそれぞれ前年比75%減、67%減の大幅減となったことが明らかになった。

また、小売業全体についても、3月中旬に食料品店等の一部の例外を除き、大多数のお店が閉鎖となった関係で売上げが落ち込み、売上高は前年比15.1%減となった。なお、小売業については食品・飲料・タバコ部門のみで見ると、売上げは前年比4.8%増となったが、非食品部門が22.5%減と大幅に落ち込んだ。

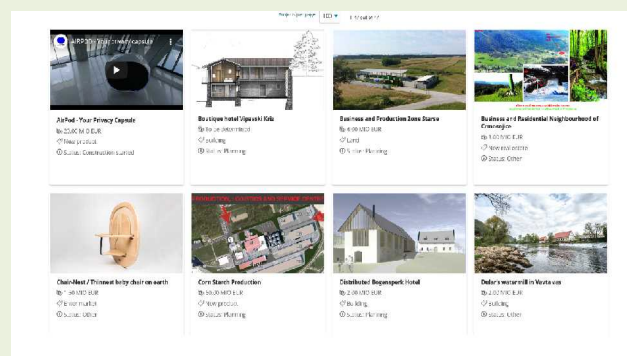
スロベニア投資促進庁、 投資案件情報カタログを公開

スロベニア投資促進庁(SPIRIT)は、スロベニアの投資案件情報カタログを作成し、同庁ホームページで公開しました。



トップページ

4月30日現在、約50弱のプロジェクトが紹介されており、各プロジェクト名をクリックすると、案件の概要を見ることができます。



案件カタログ

SPIRITによると、今後カタログに掲載する案件数の拡大を予定しているとのこと。

ご関心がある方は、以下のリンクからご覧ください。

トップページ:

<https://investslovenia.spiritslovenia.eu/>

案件カタログ:

<https://investslovenia.spiritslovenia.eu/Projekti?regija=&vrednost=&tip=&sektor=&sortOrder=asc&sort=naziv&iskanje=&page=1&pageSize=100>

軍事・治安情勢・危険情報

●スロベニア軍に対する警察的権限付与の試み 【1日, 3日, 16日】

1日, 国民議会防衛委員会は, 政府与党が目指す国境管理強化のために, スロベニア軍に国境地点における警察的権限を付与することを目的とした動議を否決した。3日, カツィン政府報道官は, スロベニア軍への警察的権限付与を諦めていないとして, その理由として, 新型コロナウイルス関連業務により国境地点で勤務する警察官の人員不足が顕著であり, 軍に権限を付与し, 軍が国境管理を支援する以外に選択肢がないと説明した。

16日, ホイス内相は, 軍への警察的権限付与には議会の3分の2以上の賛成が必要となるが, 現時点で3分の2以上の賛成が得られていない点を考慮し, 今後, 政府は, 軍への警察的権限の付与は困難であっても別の法律の解釈を使い, より限定的な権限付与という形で軍を国境に派遣する可能性も含めて対応を検討していくと述べた。

●国防省, 海外ミッションの部隊ローテーションを延期【3日】

国防省は, 海外の平和維持ミッションに参加しているスロベニア軍部隊に関し, 最大3か月間の派遣ローテーションを延期することを決定した旨を発表した。同決定は, 新型コロナウイルスに関する情勢の変化により下されたもので, 海外ミッションからスロベニア軍部隊が帰国した場合, 自主隔離期間が必要となり, その期間中はスロベニア国内の業務に就けなくなるため, 軍の業務の運営に支障を来すことになるかと判断されたため。この決定により, 現在, 海外の平和維持ミッションに参加しているスロベニア軍部隊は, 最大3か月を目処に現在の任地に留まることになる。

●スロベニア軍参謀総長にグラヴァシュ氏が就任【20日】

20日, スロベニア軍の参謀総長にロベルト・グラヴァシュ准将が就任した。グラヴァシュ新参謀総長は, 1991年にスロベニア軍に入隊し, これまで国内外の多くの任務に就いてきた人物。トニン国防相は, グラヴァシュ新参謀総長の豊富な経験及び冷静さ等を評価し, 参謀総長に任命したと述べた。就任に際し, グラヴァシュ参謀総長は, 新型コロナウイルスの影響及びそれに関連する経済の停滞もあり, 軍の予算が限られていることを認識していると述べつつ, 新たな人材発掘や今後の軍の発展に向けた各種規則等の改定を優先的に行っていくと述べた。

【新型コロナウイルス関連】

●4月末時点におけるスロベニア国内の新型コロナウイルスの感染状況【30日】

4月30日時点において, スロベニア国内で新型コロナウイルスへの感染が確認されている人数は計1429名で, 死者は91名となっている。スロベニア国立公衆衛生研究所が発表している30日時点での地域別感染者は以下となっている。

地域	感染者数
スロベニア中心部	411
ドレンスカ・ベラクライナ地方	148
サヴィンスカ地方	301
ポドラウスカ地方	122
ゴレンスカ地方	84
ポムルスカ地方	176
オバルノ・クラシュカ地方	24
ゴリシュカ地方	22
コロシュカ地方	51
プリモルスコ・ノトランスカ地方	31
ポサウスカ地方	13
ザサウスカ地方	34
その他調査中	12

●店舗営業に関する一部制限の解除 【3日, 17日, 24日, 28日】

政府は, 店舗営業に関する一部の制限を解除する政令を発出した。同政令により, 一部の業種の店舗の営業再開が認められた。詳細は以下のとおり。

なお, 下記のうち, 建設資材・家電・家具等の販売を中心とする店舗と, 400平米未満の小売店については午前8時から午前10時までは社会的に配慮が必要な者(障がい者, 妊婦, 65歳以上の高齢者等)専用の時間帯となる。

【4月3日より営業再開】

・花屋及び苗木屋

【4月20日より営業再開】

・建設資材・家電・家具等の販売を中心とする店舗
・車及び自転車の販売専門店
・クリーニング店
・家電の修理・整備サービスを提供する店舗
・車, バイク, 自転車等の修理・整備サービスを提供する店舗(タイヤ交換, 塗装, 車体修理等)
・ガーデニング, 屋根・外壁の修理等の屋外での実施が可能で, かつ消費者と直接的な接触を要しないサービス
・消費者との接触の最小化が確保された場所における食品や商品の受け取り

・他人との安全な距離が維持された上での、屋外におけるスポーツ・レクリエーションサービス

【4月25日より営業再開】

- ・保険代理店
- ・洗車場

【4月29日より営業再開】

- ・不動産業者
- ・美術館、ギャラリー、図書館等
- ・煙突掃除

【5月4日より営業再開】

- ・400平米未満の小売店（ショッピングセンター内店舗を除く）
- ・理髪店及び美容室、メイクアップ・ネイル、マニキュア・ペディキュア、脱毛、マッサージ等
- ・バー、レストラン等の屋外（テラス等）におけるサービス
- ・ペットサロン
- ・靴修理、鍵屋、仕立屋、皮・布・織物製品等の修理サービス及び工芸工房
- ・写真、印刷、コピーサービス
- ・時計、貴金属、宝飾品修理サービス

●食料品店等に関する規則の改定

【4日、10日、28日】

4日、政府は食料品店等に関する規則を改定し、これまでの午前8時から午前10時に加え、食料品店の閉店前の1時間も社会的に配慮が必要な者（障がい者、妊婦、年金生活者等）の専用時間帯とすることを決定した。

10日、政府は、食料品店等に関する規則を再改定し、これまでの政令で「年金生活者」とされていたグループを「65歳以上の高齢者」に変更した。また、同政令により、65歳以上の高齢者は、食料品店等の入店の際にIDカード等の年齢を証明する書類の提示が求められることになった。なお、食料品店等においては、引き続き午前8時から午前10時及び閉店前の1時間は社会的に配慮が必要な者（障がい者、妊婦、65歳以上の高齢者等）専用の時間帯となり、65歳以上の高齢者はこの時間帯以外の買い物は認められていない。

28日、政府は、食料品店等に関する規則を再改定し、65歳以上の高齢者が食料品店等に入店する際のIDカード等の年齢を証明する書類の提示の義務を撤廃した。また、買物時間についても、閉店1時間前の社会的に配慮が必要な者専用の時間帯が廃止され、社会的に配慮が必要な者の専用時間帯は午前8時から午前10時までの間のみとなった。なお、65歳以上の高齢者は、同時間帯以外についての買い

物も認められたが、引き続き専用時間帯に買い物をを行うことが励行されている。



(Photo: Nebojša Tejić/STA)

●入国者に対する検疫措置【6日、12日】

政府は、4月6日より、国外からスロベニアに入国するスロベニア人及び外国人に対する検疫措置を開始した。スロベニアに入国する者は、入国後14日間、自宅または一時的な住所のいずれかで自主隔離を行うことが求められる。なお、本措置は入国日と同日にスロベニアを通過して第三国へ移動するトランジットの場合は適用されない。

4月12日、政府による新たな政令が発効し、スロベニアに入国する検疫措置が変更された。これにより、4月12日より、自主隔離期間が短縮され、スロベニアに入国するスロベニア人及び外国人は、入国後7日間の自主隔離が命じられ、自主隔離最終日に新型コロナウイルス検査が義務づけられることとなった。なお、自主隔離最終日に検査を拒否する者または検査が実施できない者は、自主隔離期間が7日間延長され、また、検査後、同日に検査結果が受け取れない場合には、陰性の検査結果を受領するまで自主隔離が継続されるが、自主隔離は最初の開始日から最長でも14日間となる。検査結果が陽性であった場合には、ガイドラインに則り対応が指示される。その他、外国人の場合は、入国時にスロベニアに本籍 (stalno prebivališče) またはアパート等の確定した滞在先 (začasno prebivališče) を有さず、かつ自己隔離する住所を示すことができない者、隣国の入国制限等によりスロベニアから出国ができないと見なされる者、スロベニアに本籍 (stalno prebivališče) を有していない者で新型コロナウイルスの陽性者または明らかな感染の症状 (咳、発熱、息切れなど) が見られる者は入国が認められない。また、本政令では、越境通勤者、隣国に土地を持つ農業従事者、貨物輸送車の運転手、トランジットで同日のうちにスロベニアを出国する者、外交旅券保持者、隣国で葬式に参加しその日のうちにスロベニアに戻ってくる者、及び、警察、消防、医療、緊急人道支援等の業務のために入国する者は対象外となる。

●医療サービスの制限措置の一部解除【10日】

政府は、医療サービスの制限措置を一部解除する政令を発出した。これにより、新型コロナウイルスに感染しておらず、上気道感染の症状がない患者で、かつ治療の延期や停止が健康状態の悪化につながると見込まれる患者に限り、緊急または大急でない場合でも外来の専門的診断、リハビリ、その他の治療が認められた。また、保健省は本件に関して各医療機関に関し、患者の受入れ基準及び体制等の詳細に関する通達を発出した。

●スロベニア発着の旅客航空便、引き続き運航停止【10日、24日】

10日、政府は、4月13日24時が期限とされていたEU域内とのフライトの運航停止措置を4月27日24時まで延長した。また、政府は24日にも同様の決定を行い、EU域外とのフライトの運航停止措置を5月11日24時まで延長した。なお、EU域外とのフライトについても引き続き今後の通達がなされるまで運航停止となっている。

●屋内の公共の場における手袋着用義務の解除【15日】

政府の政令により、4月15日より、お店、銀行、郵便局等の屋内の公共の場における手袋の着用義務が解除となった。今後は、入店の際に店側が用意する消毒液で手を消毒することが義務となる。なお、屋内の公共の場におけるマスクの着用は引き続き義務付けられており、着用するマスクが手元にない場合には、マフラー等で鼻と口を隠せば違反にはならない。

●リュブリャナ大学病院における防護用品盗難事件【22日】

4月中旬、リュブリャナ大学病院で医療用防護用品の盗難事件が発生した。24日、警察当局は、本件の被疑者として31歳の男及び28歳の女を特定したとして、家宅捜索を行い、マスクや消毒液等を含む証拠品を押収した。犯人は、盗難した医療用防護用品をオンライン上で販売し、約4万ユーロを売り上げていた。なお、犯人の身元は明らかにされていないものの、報道によると、リュブリャナ大学病院の従業員が犯人との非公式情報も挙がっている。

●外務省の領事タスクフォースチームが解散【25日】

スロベニア外務省は、新型コロナウイルスに関連した各国の旅客航空便の運航停止や国境閉鎖等の制限措置により、スロベニアへの帰国が困難となっていた在外スロベニア人の支援を行う領事タスクフォースチームを解散したと発表した。外務省によると、過去数週間、帰国支援を必要とする国民の数が大幅に減

少したことが解散の理由で、今後、同タスクフォースが行っていた業務は外務省領事部の通常業務の一環として引き継がれる。同タスクフォースは、これまで674名のスロベニア人に対して直接的な帰国支援を行ったほか、間接的支援も含めると支援人数は2千人以上に登るとのこと。

●婚姻手続業務の再開【28日】

28日より、婚姻手続業務が再開された。婚姻手続きは役場もしくは屋外で可能で、屋外の場合は介添人の付き添いも認められる。なお、これはあくまで行政上の手続を目的としたもので、結婚披露宴等の実施は依然として禁止されている。

●自治体間の移動制限の解除【30日】

政府は、4月30日より自治体間の移動制限措置を解除した。これにより、自治体間をまたぐ移動が可能となるが、引き続き政令に定められている例外を除き、公共の場における複数名での移動や集会は原則禁止されている。

社会・文化・スポーツ

●報道自由度ランキング、スロベニアは前回より2ランク上昇【21日】

国境なき記者団(Reporters Without Borders)による世界報道自由度ランキングの2020年版報告書が発表され、スロベニアは前年より2ランク順位を上げ、対象180か国中32位であった。同報告書では、2019年にスロベニアにおいて記者に対する暴力事件は発生していないとしつつ、スロベニアにおける報道の自由の問題点として、政治家によるメディアへの誹謗中傷、2018年に発生したTV局クルーへの暴力事件の犯人に対する禁固刑が6か月という短期のものであったこと、メディアの所有権の集中等を挙げている。同ランキングで1位を獲得したのはノルウェーで、続いてフィンランド、デンマーク、スウェーデン、オランダの順となった。なお、日本は前回より1つ順位を上げて66位であった。



(<https://rsf.org/en>)

●スロベニア・サッカー協会叙勲式【24日】

24日、パホル大統領は、スロベニア・サッカー協会に対し叙勲を行った。叙勲理由は、サッカーの普及促進やこれまでの好成績に対する功績で、1920年に現在のスロベニア・サッカー協会の前身であるリュブリャナ・サッカー支部協会がユーゴスラビア・サッカー協会の傘下として設立されてから100周年を迎える本年に叙勲が行われた。ミヤトビッチ・サッカー協会会長は、設立100周年を迎えている協会を率いることができ嬉しく思うと述べるとともに、この100年間、スロベニアのサッカーは成長し続けており、その間には誇れる多くの出来事があったと述べた。また、前スロベニア・サッカー協会会長で、現在欧州サッカー連盟(Uefa)会長を務めるチェフェリン会長も本叙勲に対してお祝いのメッセージを送った。



(Photo: Daniel Novakovič/STA)

●スロベニアの人口、前年比約1万5千人増【24日】

統計局は、スロベニアの人口に関するデータを発表した。それによると2020年1月1日時点のスロベニアの人口は209万5861人で、前年比約1万5千人増加したことが明らかになった。その内訳は、前年と比較し、スロベニア人は約3200人減少したのに対し、外国人が約18200人増加した。同統計によると、2020年1月1日時点で15万6351人の外国人が登録されており、国の人口における外国人の割合は7.5%となっている。



スロベニアの出前事情

Wolt

スロベニアでは、3月20日より、大幅な移動制限が設けられ、レストランやカフェも一斉に閉鎖されました(注:5月4日から屋外営業のみ再開)。そんな中での楽しみの一つは、家で食事。自炊をされる方も多いと思いますが、リュブリャナ市では、デリバリーサービス、いわゆる出前も活発になっており、街中では、自転車で背中に色鮮やかなフードバックを背負って颯爽と駆け抜けてゆく配達員をよく見かけます。



今回ご紹介するのは、WOLTという会社のサービスです。

4月現在、ピザ、ハンバーガー、お寿司、パスタ、中華、カレー、サラダやスープなどを提供するリュブリャナ市内の有名飲食店が多く参加しています。専用の携帯アプリまたはパソコンで、お店選びから、注文、支払い、配達状況の確認まで全てできます。

手順は以下のとおりです。



【手順】

※はじめに、アプリをダウンロードして、メールアドレス・電話番号等を登録します。

- ① アプリのトップ画面から「リュブリャナ市」を選択
(注:WOLTは、スロベニアでは、現在リュブリャナ市のみ提供のようです。EHRAHAは、マリボル、ツェリエ、コペル等の都市でも提供。記事の最後に記載のURLをご参照ください)
- ② 表示されるお店から注文したいお店を選択
メニューのほか、開店日・時間、配達の所要時間の目安が表示されます
- ③ メニューから注文内容を選択
- ④ オーダーを確定(配達料が追加されます)
- ⑤ 支払い方法を選択
- ⑥ 注文内容等を確認して、注文完了

注文が完了すると、

- ⑦ 配達予定時間が表示され、リアルタイムでカウントダウンします。
- ⑧ また、お店から配達人が出発すると、地図上で配達人の動きも確認できます。
- ⑨ 配達前には電話があり、「ドアの前」、「ビルの玄関」など配達物の置き場所をお互いに確認。これで、配達員とは接触なしでの配達が可能となります。



※4月30日現在、玄関先での手渡し、お店での受け取りも許可されていますので、お店によっては様々な対応が可能です。

配達された食事は、WOLTのロゴ付き、配達先の名前も手書きで書かれた紙袋に入っていますので安心です。時には、ちょっとしたメッセージが書かれていて、心温まる一瞬です。



オンライン注文が入った後に調理される食べ物は新鮮で美味しく、外食を楽しむことができない今は、多くの市民がお気に入りのお店からデリバリーを頼んでいます。やはり人気が高いのはお手頃で早いファストフードのようですが、レストランやカフェも提供しています。

プラットフォームとしては、ヘルシンキに本社を置き、15か国50都市で事業を展開するWOLTのほか、E-HRANAというスロベニア発祥のフードデリバリー企業もあります。

©WOLT: <https://wolt.com/en/>

©E-HRANA: <https://www.ehrana.si/en>

皆さんも自炊に疲れたら、試してみられてはいかがでしょうか。

スロベニア紀行

Vol.22 2020/5/1

ドベルダン（スロベニア語で「こんにちは」）！

新型コロナウイルスの世界的な流行は収まることを知りません。日本でも緊急事態宣言が出され、不要な外出をしないなど様々な感染拡大予防のための対策が取られています。

今回は、スロベニアの友人を通じて、現地の今年のイースター事情について教えてもらいました。

日本でも近年少しずつ注目を集め始めたイースター。とはいえ、カトリック国ではない日本では、宗教的儀礼というよりもイベントとして受け入れられています。スロベニアはカトリック信者の多い国ですので、伝統的にイースターが大切にされています。そこでイースターを理解するとともに新型コロナウイルスの影響がイースターにどのような影響をもたらしたのか触れていきます。



イースターの日付は、春分の日後の最初の満月の日の翌日曜日でされており、今年は 4/12(日)がイースターでした。

準備はその前の日曜日からはじめます。まず、それぞれの家に悪いことが起こらないように、用意した花束を司祭が祝福するミサがあります。

翌日、イースターの準備としてイースターハム、パン、ポティカなどを焼きます。また、卵を茹でて、卵の殻に着色やステッカーなど様々な方法で装飾して、イースターエッグを作ります(これは通常、子供たちが行います)。

金曜日に、肉を食べないようにします。キリストのはりつけを象徴しているからです。

土曜日には教会でミサが行われ、それぞれの家庭が準備したバスケットに入れられた伝統的な食べ物（イースターハム、装飾されたイースターエッグ、パン、ポティツァなど）を司祭が祝福します。

イースター当日である日曜日は、キリストの再生を表します。家族全員が集まり、祝福された食べ物を使った伝統的なイースター朝食を用意します。朝食の後には、子供たちのためにさまざまなスイーツと装飾された卵を庭で隠し、子供たちを楽しませます。

イースターの翌日の月曜日には、通常、友人や他の親戚を訪問し、祝福された食べ物を分け合い一緒に楽しんで過ごします。また、家族や友人とハイキングなどをして過ごします。

今年はコロナウイルスのために少し様子が異なっていたそうです。

今年は家族全員で集まらず、オンラインで連絡を取り合い、お祝いをしたそうです。月曜日の訪問も行わず、オンラインでのやりとりだったそうです。

スロベニアでも日本でも、家族や友人とのやりとりはオンラインが増えています。

早く事態が収束し、再びスロベニアを訪問するためにも、今僕ができることは家族と共に元気に過ごすこと。

皆様もどうぞご自愛ください。

宮地藤雄 (ミヤチフジオ)

2013~19 マウンテンランニング日本代表

スロベニア日本国大使館

電話: +386-1-200-8281 又は 8282, Fax: +386-1-251-1822, Email: info@s2.mofa.go.jp

Web: http://www.si.emb-japan.go.jp/website_jp/index_j.html

●本資料は、スロベニアに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。新たに配信を希望される方、あるいは今後配信を希望されない方は、以下のメールアドレスにご連絡ください。

info@s2.mofa.go.jp

★在スロベニア日本国大使館のフェイスブックもご覧ください！

スロベニアにおける日本の外交活動、文化行事のお知らせ等の情報を随時発信しております。

<https://www.facebook.com/Embassy.of.Japan.in.Slovenia>

★スロベニア人向けニュースレター「Living in Japan」のご紹介

当館では、毎月スロベニア人向けに日本紹介のニュースレター「Living in Japan (Življenje na Japonskem)」をスロベニア語で発信しています。今年は各都道府県に焦点を当てて、各地の歴史・産業・観光・物産品等を紹介してまいります。このニュースレターは当館のホームページでも公開しておりますので、どうぞご覧下さい。

http://www.si.emb-japan.go.jp/Living_in_Japan.html

【領事班からのお知らせ】

●スロベニアに90日以上滞在される方は、在留届を提出してください。

(※インターネットでの提出が便利です。→ <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)

●新型コロナウイルス: 状況は刻々と変化しておりますので、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

【参考情報】

1. 外務省海外安全ホームページ

本サイトでは、各国・地域での新型コロナウイルスの発生状況、新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)等の情報を掲載しています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2. たびレジ簡易登録

本サービスは、メールアドレスとメール配信を希望する国・地域を選択するだけで、当該在外公館から領事メールを受信することができます。ぜひご活用下さい。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/register>

3. スロベニア国立公衆衛生局は、国内状況や感染予防の方法等について公開しています。

<https://www.nijz.si>

(主にスロベニア語)

4. スロベニア政府が、新型コロナウイルスに関する特設サイトを開設しました。コロナウイルスに関連した保健省の特設電話番号はこちらに掲載されています。

<https://www.gov.si/en/topics/coronavirus-disease-covid-19/>

5. 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

6. 新型コロナウイルス感染症に関する情報について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

7. リュブリャナ空港ホームページ

<https://www.fraport-slovenija.si/en/Main>

8. スロベニア政府の下記のツイッターアカウント等で、随時情報発信が行われておりますので、こちらをご確認ください。

●政府(英語): <https://twitter.com/govslovenia>

●政府(スロベニア語): <https://twitter.com/vladars>
(英語版と若干内容が異なります。)

●外務省: <https://twitter.com/mzzrs>

(主にスロベニア語)

●保健省: <https://twitter.com/minzdravje>

(主にスロベニア語)

●スロベニア当局による国内行動制限措置及び出国に関する制限や手続きのポイントをとりまとめましたので、参考にしてください。

当館HP: https://www.si.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00037.html

【広報文化班からのお知らせ】

●最新情報は、当館フェイスブックでチェック！

<https://www.facebook.com/Embassy.of.Japan.in.Slovenia/>